

# おくやみハンドブック

宮古島市

## 【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンや PC で簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/47214>



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

宮古島市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

宮古島市役所 0980-72-3751 (代)

### 事前準備について

宮古島市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

#### STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時必ずお持ちいただくもの」をご確認ください。



#### STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要な場合があります。お手続きについて、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

#### STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。



URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/47214>

#### STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、宮古島市役所へお越しください。

## 来庁時必ずお持ちいただくもの

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方のもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）
- マイナンバーがわかるもの（カード、通知書等）（※年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書等）
- 国民健康保険被保険者証または資格確認書
- 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

### 本人確認書類について

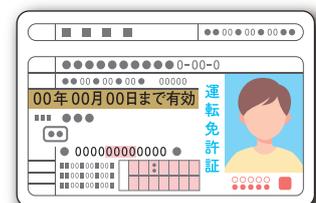
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険証または資格確認書・介護保険証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (29ページ参照)</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(31ページ参照)</li> </ul>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (32ページ参照)</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (31ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (32ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

宮古島市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.12
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.14
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.15
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.16
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	
	<input type="checkbox"/>	重度障害者医療費の助成を受けていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	障害に関する福祉用具を利用していた	P.22
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	こども医療費助成金受給資格者証を交付されていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	母子及び父子家庭等医療費助成受給資格者証を交付されていた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	公共下水道・集落排水に加入している場合	P.25
その他	<input type="checkbox"/>	農地を人に貸していた・または借りていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	
	<input type="checkbox"/>	道路を占用していた	
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	

## 1. 住民登録に関する手続き

### マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

#### 手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべての手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0980-72-3751

### 印鑑登録をしていた

#### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0980-72-3751

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 喪失の手続き

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、届出が必要です。 世帯主が亡くなられた場合、同一世帯に加入者がいるときには、国保の世帯主を変更する必要があります。その場合は世帯員の被保険者証または資格確認書も持参してください。 ※②その他の方が手続きされる場合は委任状が必要になりますが、単身世帯の方が亡くなられた場合はその限りではありません。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証または資格確認書 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証・特定疾病療養受療証（あれば） <input type="checkbox"/> 窓口で手続きする人の身分証（運転免許証など） <input type="checkbox"/> 世帯員の被保険者証または資格確認書（世帯主が死亡した場合） <input type="checkbox"/> ①以外の方が手続きする場合のみ委任状	①世帯主もしくは同一世帯員 ②その他の方
	問い合わせ先
	国民健康保険課 ☎ 0980-73-1973

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。 ※社会保険に本人として1年以上加入した方で、国保加入後3ヶ月以内に亡くなられたときは、社会保険から葬祭費が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 喪主もしくは施主の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 喪主もしくは施主であることが証明できるもの（葬祭費用の領収書、会葬礼状、新聞広告など） <input type="checkbox"/> 喪主の身分証	どなたでも可
	問い合わせ先
	国民健康保険課 ☎ 0980-73-1973

MEMO

## 2. 保険に関する手続き

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続き① 被保険者証または資格確認書等の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証または資格確認書等を回収しています。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書等	国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 0980-72-3751

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主もしくは施主の通帳 <input type="checkbox"/> 喪主もしくは施主であることが証明できるもの(葬祭費用の領収書、会葬礼状、新聞広告など)	国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 0980-72-3751

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

### 3. 年金に関する手続き

#### 国民年金に加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。下記の書類をご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	支給停止：死亡日から14日以内 未支給請求：5年(時効あり)
	手続き可能な人 3親等内の親族 (優先順位あり)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号などがわかるもの (年金手帳または年金証書等) <input type="checkbox"/> 請求者の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの(カード、通知書等) <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー	市民課 ☎ 0980-72-3751

#### 厚生年金に加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号などがわかるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。	支給停止：死亡日から10日以内 未支給請求：5年(時効あり)
	手続き可能な人 3親等内の親族 (優先順位あり)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号などがわかるもの (年金手帳または年金証書等)	平良年金事務所 ☎ 0980-72-3650 (音声案内①-②)

### 3. 年金に関する手続き

#### 共済年金に加入または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	支給停止：死亡日から10日以内 未支給請求：5年(時効あり)
	手続き可能な人 3親等内の親族 (優先順位あり)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号などがわかるもの (年金手帳または年金証書等)	各共済組合 平良年金事務所 ☎ 0980-72-3650 (音声案内①-②)

#### 農業者年金を受給していた

##### 手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は住所地のJAを經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	死亡日から10日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書及びその他必要となる書類	沖縄県農業協同組合 ☎ 0980-72-3311 農業委員会事務局 ☎ 0980-79-7811

MEMO

## 4. 税金に関する手続き

### 市税の納付が済んでいない

#### 手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。既に届いている「市税納付書兼納付済通知書」により納付をしてください。市税納付書を紛失されている場合は窓口または電話にてお問い合わせください。	「納付書兼納付済通知書」 に記載の納期限まで
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方との相続関係がわかる戸籍	相続人
	問い合わせ先
	納税課 ☎ 0980-73-5229

#### 手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。 ※亡くなられた方の住所・氏名・口座の情報などの聞き取りをさせていただきます。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	相続人
	問い合わせ先
	納税課 ☎ 0980-73-5229

MEMO



## 固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)

### 手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> <li>賦課期日(1月1日)以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方(以下「代表者」といいます。)を相続人の中から指定していただくことができます(地方税法第9条の2)。代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「<b>相続人代表者指定届</b>(兼固定資産現所有者申告書)」のご提出をお願いいたします。</li> <li>所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3の規定により、「(相続人代表者指定届兼)<b>固定資産現所有者申告書</b>」のご提出をお願いいたします。</li> </ul> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。                  ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。</p>	<p>相続が発生してから概ね 3ヶ月</p>
	<p>手続き可能な人 相続人の方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。</p>	<p>税務課 ☎ 0980-72-3751</p> <p>登記についてのお問い合わせ 那覇地方法務局宮古島支局 ☎ 0980-72-2639</p>

MEMO

## 4. 税金に関する手続き

### 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

#### 手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)手続きをしてください。	亡くなられた日から概ね1ヶ月以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	①相続人の方 ②その他の方 ※②の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
問い合わせ先	
税務課 ☎0980-72-3751 ※126cc以上の二輪車などは宮古運輸事務所 住所:平良字下里1037-1 電話:050-5540-2091へお問い合わせください。 ※軽自動車は軽自動車検査協会 住所:平良字下里1114-1 電話:050-3816-3127へお問い合わせください。	

#### 手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から概ね1ヶ月以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	①相続人の方 ②その他の方 ※②の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
問い合わせ先	
税務課 ☎0980-72-3751 ※126cc以上の二輪車などは宮古運輸事務所 住所:平良字下里1037-1 電話:050-5540-2091へお問い合わせください。 ※軽自動車は軽自動車検査協会 住所:平良字下里1114-1 電話:050-3816-3127へお問い合わせください。	

## 5. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き 喪失の手続き

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は喪失の手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 窓口で申請する方の本人確認書類(運転免許証等)	高齢者支援課 ☎ 0980-73-1964

MEMO

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障がい福祉課 ☎ 0980-73-1975

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要</u> です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0980-73-1975

### 特別障害者手当を受給していた

#### 手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要</u> です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 特別障害者手当請求同意書 *請求者がお子さんの場合、兄弟姉妹がいる場合は、皆さんの同意が必要です。	障がい福祉課 ☎ 0980-73-1975

## 特別児童扶養手当を受給していた

### 【保護者が亡くなられた場合】

**手続き** 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還  
 (未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給)  
 資格が継続する場合は認定請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要となり、受給資格が継続する場合は、受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、手当対象の児童の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、新たに申請する方の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	子育て支援課 ☎ 0980-72-3751 (2584・2593)

### 【児童が亡くなられた場合】

**手続き** 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課 ☎ 0980-72-3751 (2584・2593)

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

#### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい福祉課 ☎ 0980-73-1975

### 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

#### 【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0980-73-1975

## 【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

### 手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
詳細についてはお問い合わせください。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0980-73-1975

## 【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

### 手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
詳細についてはお問い合わせください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	障がい福祉課 ☎ 0980-73-1975

## 重度障害者医療費の助成を受けていた

### 手続き 重度障害者医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届、口座振替(銀行振込)の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0980-73-1975

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 児童通所施設を利用していた

#### 手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 ＜保護者の変更＞ 保護者当人もしくは委任された方 ＜受給者証の返却＞ どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい福祉課 ☎ 0980-73-1975

### 障害福祉サービスを利用していた

#### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 0980-73-1975

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

## 障害に関する福祉用具を利用していた

### 手続き① 【補装具費】申請(判定)などの取り下げ

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の申請(判定)中の補装具または決定後で未作成の補装具がある場合は取り下げ手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者または親族</li> <li>・上記の者がいない場合、申請時の代理者</li> </ul>
必要なもの	問い合わせ先
<b>【申請(判定)中の場合】</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 <b>【決定後の場合】</b> <input type="checkbox"/> 決定通知書 <input type="checkbox"/> 給付券 <input type="checkbox"/> 印鑑	障がい福祉課 <b>☎ 0980-73-1975</b>

## 各用具給付決定後の支給券の返却

### 手続き② (対象事業)・日常生活用具給付・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が給付決定を受けた各用具について、用具作成、納品が死亡日までにされておらず不要となった給付券がある場合、返却が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 不要となった給付券	障がい福祉課 <b>☎ 0980-73-1975</b>

MEMO

## 7. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。受給者変更の手続き、未支払いがある場合は未支払請求の手続きが必要になります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<b>【受給予定者の場合】</b> <input type="checkbox"/> 健康保険証または資格情報のお知らせ等の写し <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの(カード、通知書等) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証など) <b>【未支払いがある場合：受給者は手当対象の年長児童】</b> <input type="checkbox"/> 年長児童名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなった後、対象児童を養育する方
	問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0980-72-3751 (2584・2593)

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	死亡日から14日以内
手続き可能な人	
<b>【受給者死亡届提出】</b> 親族など <b>【未支払い手当請求】</b> 手当対象の年長児童 ※幼少などにより意思能力がない場合は、その保護者	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の印鑑 <b>【未支払いがある場合：受給者は手当対象の年長児童】</b> <input type="checkbox"/> 年長児童名義の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 0980-72-3751 (2584・2593)

## こども医療費助成金受給資格者証を交付されていた

### 手続き 受給資格者証の返納

手続き詳細	期 限
こども医療費助成金受給資格者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童のこども医療費助成金受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0980-72-3751 (2584・2593)

## 母子及び父子家庭等医療費助成受給資格者証を交付されていた

### 手続き 受給資格者証の返納

手続き詳細	期 限
母子及び父子家庭等医療費助成受給資格者証を交付されていた方が亡くなった場合、その受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 母子及び父子家庭等医療費助成受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0980-72-3751 (2584・2593)

## 8. 上下水道に関する手続き

### 公共下水道・集落排水に加入している場合

#### 手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※水道部水道会計課での手続きとなります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
所有者変更の場合は、登記簿(写し可)が必要となります。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	水道部 水道会計課 ☎ 0980-72-4262 環境衛生局 下水道課 ☎ 0980-75-5121

## 9. その他の手続き

### 農地を人に貸していた・または借りていた

#### 手続き 賃借の解約手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、下記の方法で農地の賃借契約を結んでいた場合は、解約の手続きをお願いします。 ●農地中間管理機構を通じて賃借していた。 →農政課0980-79-7813 ●農地法第3条または基盤強化法を利用して賃借していた。 →農業委員会0980-79-7811 どちらかわからない場合は農業委員会にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
担当者へお問い合わせの上、ご確認ください。	農政課 ☎ 0980-79-7813 農業委員会 ☎ 0980-79-7811

## 9. その他の手続き

### 家財整理をしたい

#### 手続き クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
衛生施設課（クリーンセンター内）の窓口で自己搬入の手続きをしてください。 ※自己搬入前には必ず衛生施設課へ電話でご連絡ください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。	なし。ただし搬入前に事前連絡してください。
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
宮古島市指定ごみ袋、粗大ごみ処理券など	衛生施設課 ☎ 0980-75-5339

### 道路を占有していた

#### 手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
・占有許可を廃止する場合は占有廃止届を提出してください。 ・占有許可の名義変更をする場合は道路占有承継届を提出してください。 添付書類として、占有許可の写しと、申請時の資料が必要です。	1ヶ月以内
	手続き可能な人
	占有者(相続人または親族者)
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有の廃止】 <input type="checkbox"/> 占有廃止届及び占有許可書の写し 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 道路占有承継届（様式第5号）及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	道路建設課 ☎ 0980-73-5634

### 犬を飼っていた

#### 手続き 犬の所有者などの変更手続き

手続き詳細	期 限
所有者などの変更をする場合は、犬の登録事項変更など届出書を、環境保全課へ届け出てください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	新たに犬の飼い主となる方
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境保全課 ☎ 0980-79-5283

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【必要なもの】</b> 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、振込先口座番号</p> <p><b>【手続き先】</b> 故人の勤務先を所管する年金事務所</p> <p><b>【その他】</b> 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書 (消費税課税事業者のみ)	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書 (消費税課税事業者のみ)		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	宮古島税務署 ☎ 0980-72-4874
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

## 改葬・墓じまいの手続きについて

### 1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。  
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

### 2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

### 3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。  
 ※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

#### ▼必要書類

改葬許可申請書・死亡日が確認できるもの  
 (改製原戸籍、位牌の裏面の写真 など)

#### ▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。  
 改葬許可手数料が1柱につき200円かかります。

### 4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

### 5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。  
 ※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

環境保全課

☎ 0980-79-5283

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	宮古島警察署 ☎ 0980-72-0110 安全運転学校宮古分室 ☎ 0980-72-9990
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター(保健 所)へお問い合わせくだ さい。	宮古保健所 ☎ 0980-72-8447
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店



# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

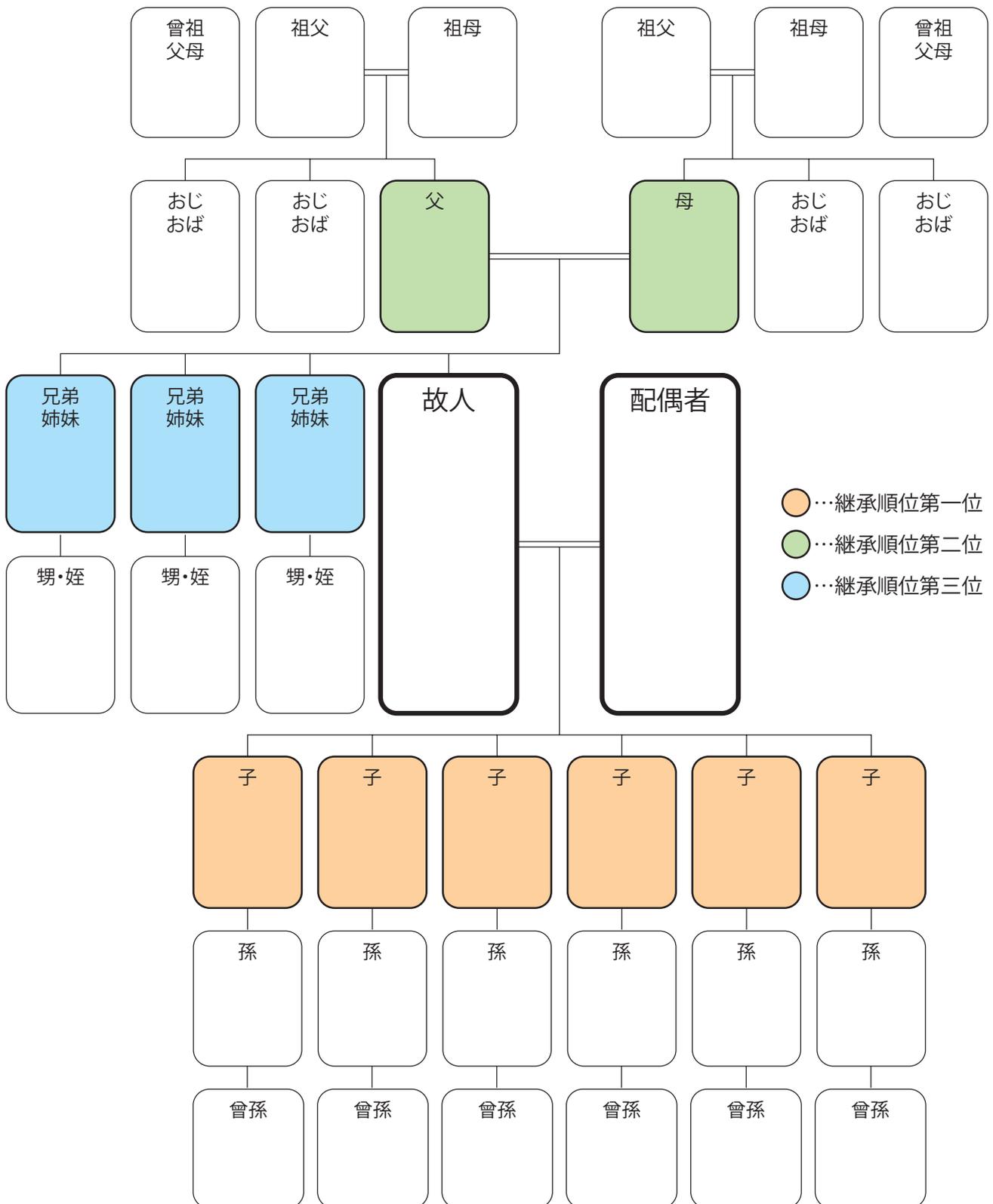
相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため、(故人の氏名)の出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出てください。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 ※宮古島市では法務局宮古島支局で作成、保管されます。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。



# 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

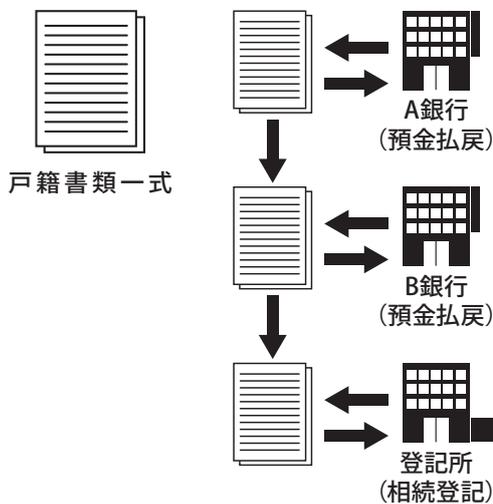
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

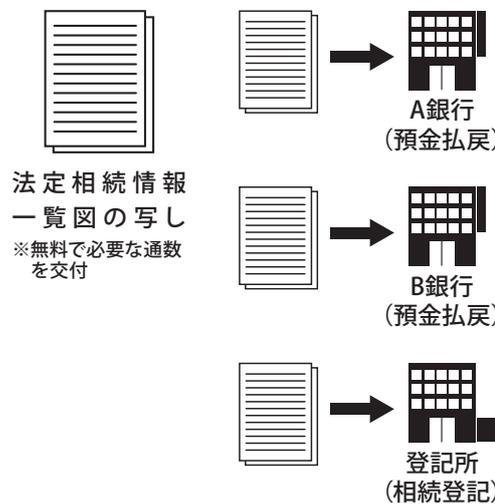
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

# 相続登記はお早めに！ 令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！

※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられることがあります

- 相続登記について登録免許税が免税される場合があります  
(免税期限：令和7年3月31日)
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



相続登記の義務化が令和6年4月からされたけれど、それ以前の相続はどうなるの？

A

相続登記の義務化は令和6年4月から始まりましたが、それ以前に開始した相続でも、相続登記が済んでいなければ、義務化の対象です。必要な遺産分割を行い、早めに相続登記を行うことが、重要です。



相続登記の申請って大変じゃないの？  
どのような手続きをとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続きは、**不動産の所在地の法務局**に申請して行います。  
手続きは、ケースによって必要な登記や書類が異なります。  
必要な登記の種類は、法務省のホームページでも案内しています。



相続登記について、更に知りたいときは  
どうすればいいのか？

- 法務局では、手続き案内を行っています（予約制）  
☎ (0980) 72-2639 那覇地方法務局宮古島支局  
受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日除く)
- 相続登記の義務化について、詳しい説明を見ることもできます。

詳しい情報は [こちらから](#)  
那覇地方法務局ホームページ



A

- 専門家に相談したい場合は、こちら  
沖縄県司法書士会  
総合相談センター  
のご案内



☎ 098 (867) 3577  
受付時間 9:00~17:00  
(土・日・祝日除く)

- 沖縄弁護士会  
ホームページ  
のご案内



☎ 098 (865) 3737  
相談受付時間  
平日 10:00~15:00  
(昼 12:00~13:00 除く)

# お墓を建てる時は許可が必要です！

平成26年3月に「宮古島市墓地等の経営許可に関する条例」および同条例施行規則が制定されました。

## お墓を建てられる市民の皆様へ

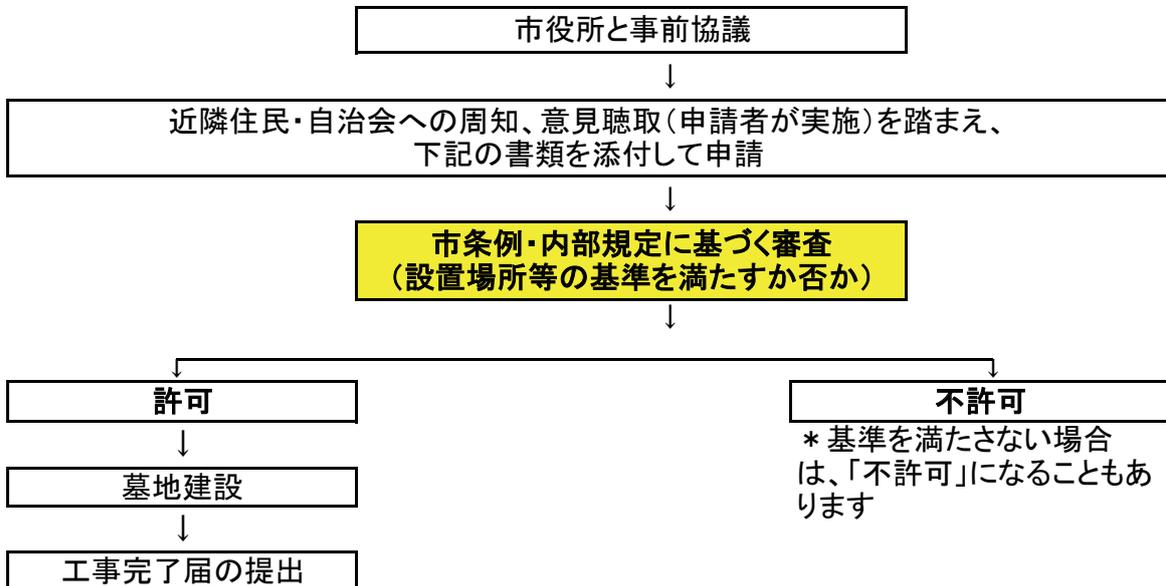
- ① 土地が有り新しく建てたい
- ② 古い墓を建て替えたい
- ③ 分譲された墓地を購入

①～③の全ての方々も許可が無ければお墓は建てられません！

**墓地埋葬法等で無許可で墓地を建てることは禁止されています**  
宮古島市に相談し許可を得ることが必要です

ストップ違法  
墓地建設

## 墓地建設許可に対する大まかな流れ



### 申請時に必要な書類一覧

書類名	備考	ケース①	ケース②	ケース③
		新規墓地建設	墓地建替	分譲墓地購入
1. 墓地等(経営・変更)計画事前協議書	墓地着工60日前	○	×	×
2. 近隣住民等協議結果報告書	近隣住民同意書	○	×	×
	自治会長同意書	○	○	×
4. 墓地等経営許可申請書	申請書	○	○	○
5. 墓地の区域の登記簿謄本	申請書添付	○	○	○
6. 墓地申請地・隣接地の公図	申請書添付	○	○	○
7. 墓地の現況写真	申請書添付	○	○	○

○: 必要  
×: 不要

### お墓の建設に関してはまずは相談を！

宮古島市環境衛生局 環境保全課 生活環境係

連絡先 : 0980-79-5283

受付時間 : 平日(祝祭日除く)8:30~12:00、13:00~17:00

## 委任状

令和 年 月 日

(宛名)宮古島市長

【代理人(頼まれた人)】

住所 \_\_\_\_\_

(方書・部屋番) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 昭・平 年 月 日生

私は、上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。  
また、本委任状の複写を、下記の委任事項に定める手続きの際に原本として取り扱うことに同意します。

【委任事項】(該当する項目に☑を付けてください。)

(故人) \_\_\_\_\_ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 住民票の写しの請求・受領に関する権限
- 住民票異動届出(世帯主の変更等)に関する権限(新世帯主 )
- 未支給年金又は遺族年金の手続きに関する権限
- 相続手続きに関する必要な戸籍(除籍、改正原戸籍)戸籍附票(除附票、改正原附票)の交付の申請並びに受領に関する一切の権限
- 市税に関する各種手続き(軽自動車に関する手続きも含む)の権限
- その他( )

【委任者(頼む人)】

住所 \_\_\_\_\_

(方書・部屋番) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生

電話番号 \_\_\_\_\_

※全て委任者本人が記入してください。

※日付を必ず記載してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 宮古島市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2025年5月

